

広情個審第48号

令和7年8月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不開示決定（不存在）に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年7月29日付け広島市指令中支第36号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第106号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年7月29日付け広島市指令中支第36号の諮問事案（諮問第106号事案）

令和6年3月6日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月19日付け広島市指令中支第45号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定（不存在）」という。）に対する同月22日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定（不存在）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不存在不当だと思う為。

(2) 審査請求の理由

本件開示請求の内容は、中区厚生部地域支えあい課に対し等という文字は記載していないのに延長通知書で等をわざわざ付け加えたのか。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）によると、

『保有個人情報』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。」と定義されている。行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項によると、『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（略）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」と定義されている。

- (2) 開示請求日である令和6年3月6日時点において、上記行政文書に該当する対象保有個人情報
は存在しなかったため、法第82条第2項の規定に基づき不開示（不存在）としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

請求人は、本件開示請求において、その契機となった令和6年2月6日付け保有個人情報開示請求（以下「先行開示請求」という。）に対する同月13日付け保有個人情報開示決定等期限延長通知書（以下「延長通知書」という。）の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄に記載の「中区厚生部地域支えあい課地域包括支援係が保有する事務記録等」について、「等とは何なのか」として開示を求めているものである。

そこで、当審査会は、実施機関に対し、先行開示請求に対する延長通知書に「中区厚生部地域支えあい課地域包括支援係が保有する事務記録等」と「等」を付して記載した経緯を確認した。

実施機関からは、延長通知書の発出時に保有を確認していた「事務記録」という名称の文書の他にも先行開示請求の対象となる文書があると見込まれたため、その時点で保有を確認していた「事務記録」という文書の名称の後ろに「等」を付したが、「等」に該当する文書の内容又はその解釈を示した文書は作成していない、との回答があった。

以上のことから、本件開示請求の日である令和6年3月6日時点において、その対象となっている保有個人情報は存在しないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

なお、実施機関が保有する文書は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項の「行政文書」ではなく法第60条第1項の「地方公共団体等行政文書」であり、「地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（略）をいう。」と定義されている。このため、実施機関の文書の定義についての主張は認識に相違があるものの、上記の判断に影響するものではない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 7 . 2 9	広島市指令中支第 3 6 号の諮問を受理（諮問第 1 0 6 号で受理）
R 7 . 5 . 3 0 （第 1 回審査会）	第 2 部会で審議
R 7 . 6 . 2 5 （第 2 回審査会）	第 2 部会で審議
R 7 . 7 . 1 8 （第 3 回審査会）	第 2 部会で審議
R 7 . 8 . 2 2 （第 4 回審査会）	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
青 木 大 輔	弁護士
伊 藤 誠 治	株式会社中国放送報道制作局長
栗 原 理 (部会長)	広島消費者協会理事・顧問
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授